

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 28 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条第 1 項
処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条（指定自動車教習所の指定）、第99条の 2（技能検定員）、第99条の 3（教習指導員） 道路交通法施行令第35条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第33条（教習の時間及び方法）、第34条の 3（指定前における教習の基準）、第34条の 4（指定前における教習を修了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第 6 条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第 1 条（教習の科目の基準の細目）、第 2 条（教習時間の基準の細目）、第 3 条（教習方法の基準の細目）、第 4 条（教習方法の基準の細目）、第 5 条（指定前における教習の基準の細目）
審 査 基 準：指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：概ね 2 ヲ月
申 請 先：岐阜県警察本部交通部運転免許課
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部交通部運転免許課
備 考：

別紙

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、職員、設備等に関する法第99条第1項に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定する。

1 法第99条第1項第1号関係

法第99条第1項第1号に規定する指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）を管理する者（以下「管理者」という。）の要件は、道路交通法施行令（以下「令」という。）第35条第1項に規定されているが、このうち、同項第2号の「道路の交通に関する業務」とは、交通警察行政、運輸行政、自動車運送事業等を、「管理的又は監督的地位」とは、組織において、これを管理し、又は監督することを職務とする地位を、「その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者」とは、道路の交通に関する業務における管理の経験がないが、指定教習所を管理する能力がある者をいう。

また、令第35条第1項第2号イの規定により、管理者は「過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者」でないこととされているが、「卒業証明書又は終了証明書の発行に関し不正な行為」とは、指定教習所に入所した事実のない者に対して不正に卒業証明書又は修了証明書（以下「卒業証明書等」という。）を発行する等の行為に限らず、道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第33条及び第34条に規定する教習及び技能検定に違反する教習等を下命、容認する行為等広く卒業証明書等の発行に関連する不正な行為をいう。ただし、管理者において、指導員等の違反行為（不正行為のみではない。）を認識できなかった場合は、これに該当しない。また、卒業証明書等の発行に関連する行為であれば、現に卒業証明書等が発行されたことを要件とはしない。

管理者は、他の職業と兼職し、又は教習若しくは技能検定に従事しないようにするものとする。ただし、別添1の指定自動車教習所等の教習の標準（以下「教習の標準」という。）第一種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」及び第二種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 第二種免許の意義」については、教習指導員の資格を有する管理者が行うこととしてもよい。

2 法第99条第1項第2号関係

(1) 技能検定員の選任等

法第99条第1項第2号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。技能検定員は、技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。

また、アルバイト指導員等（他の本業を持っている者で、その本業の傍ら技能検定又は教習に従事するものをいう。以下同じ。）は、技能検定に従事しないようにするものとする。

(2) 技能検定員資格者証の交付の基準

技能検定員資格者証の交付の基準は、法第99条の2第4項及び第5項並びに技能検定員審査等に関する規則に規定されているが、法第99条の2第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法規に触れる行為や府令第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

3 法第99条第1項第3号関係

(1) 教習指導員の選任等

法第99条第1項第3号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。教習指導員の数は、当該施設において教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。また、アルバイト指導員は、教習等に従事させることのないようにするものとする。ただし、繁忙期（7月から8月及び12月から3月並びにその前後の期間のうち、それぞれの指定教習所の過去の実績を踏まえて当該指定教習所が混雑していると公安委員会が認める時期をいう。以下同じ。）に限って、次の条件をいずれも満たす場合に臨時的に教習に従事する教習指導員（以下「臨時的指導員」という。）の選任を認めるものとする。

ア 法第99条の3第4項に定める教習指導員資格者証の交付を受けていること。

教習に従事していたみなし教習指導員であっても、選任届が継続してなされ、当該指定教習所において引き続き教習を行う場合は、みなし教習指導員として教習を行うことができる。

イ 他に本業を持っている者が、その本業の傍ら教習に従事するものでないこと。

本業とは、常勤的な職業で、主として当該職業で生計を立てている業をいい、例えば、道路運送事業に係る運転を本業とする者が、その非番日又は休日に従事するような場合は認められない。また、本業であるか否かの判断については、教習指導員として選任されている期間全体を考慮して行うものとする。

ウ 繁忙期に継続して教習に従事できる者であること。

臨時的指導員は、指定教習所が届け出た当該期間は、継続して教習業務に従事するものとする。

エ 教習指導員として年間を通じて選任すること。

臨時的指導員を選任させる場合は、1年以上継続して選任するものとする。

オ 一の指定教習所に限り選任されていること。

複数の指定教習所において、教習指導員を兼任することは認められない。複数の指定教習所が同一の企業体に属する場合であっても、同様である。

カ 法第108条の2第1項第9号に定める講習（以下「法定講習」という。）その他の所定の講習を受講すること。

臨時的指導員として選任されている間は、教習に従事する期間であると否とを問わず、法定講習の受講義務がある。

キ 臨時的指導員の数は、繁忙期対策のために必要な数に限られ、かつ、当該指定教習所において選任されている教習指導員の総数の5分の1を超えないものとする。

(2) 教習指導員資格者証の交付の基準

教習指導員資格者証の交付の基準は、法第99条の3第4項及び第5項並びに技能検定員審査等に関する規則に規定されているが、法第99条の3第4項の「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、府令第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、免許証等の更新をせず、失効したことに気付かず教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

4 法第99条第1項第4号関係

法第99条第1項第4号に規定する教習及び技能検定のための設備の基準は、令第35条第2項並びに府令第32条、別表第3に規定されているが、具体的には、次のとおりである。

(1) コース

令第35条第2項第1号イに規定する「コース敷地の面積」には、コース内の緑地部分及び路肩部分等を含み、学科教室等建物の敷地部分を含まず、コース敷地の面積の算出は、原則として一団の敷地であって、一体的な運用ができるものについて行う。したがって、既存のコース敷地に隣接して、新たに設けられたコース敷地との間に公道その他の施設があるようなときは、トンネルその他により、両敷地のコースが相互に一体的に使用することができるような特別の場合を除き、新たに設けられたコース敷地の面積を既存のものに合計することはできない。

ア 周回コース

周回コースの基準は、府令別表第3の2の表に規定されているが、「おおむね長円形」とは、ある程度の速度が出せることを目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことを意味し、周回コースの外側に他のコースが設置されていてもよい。

また、「舗装」とは、簡易舗装程度以上の舗装をいう。周回コースのすみ切り半径は、5メートル以上とし、さらに1か所以上はできるだけ10メートル以上であるものとする。

イ 幹線コース

幹線コースの形状は、府令別表第3の2の表において「おおむね直線で、周回コースと連絡し、幅7メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものであること」と規定されているが、周回コースから交差点までの距離については、技能教習及び技能検定が適正に実施できる程度の距離とする。また、交差点のすみ切り半径については、3メートル以上であるものとする。

ウ 坂道コース

坂道コースの形状は、府令別表第3の2の表において「2以上の坂道を有すること」とされているが、緩坂路と急坂路とが一つずつあって、「頂上平坦部」により連絡されているものであればよい。また、「勾配」とは、緩坂路と急坂路のいずれも底辺と高さとの割合をいう。

エ 屈折コース、曲線コース、方向変換コース、及び鋭角コース

いわゆる狭路コース（屈曲コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース）は、当該施設の規模に応じ技能教習に必要にして十分な数を設置させることが必要である。

これらの狭路コースの形状については、府令別表第3の2の表に図示された逆形のもの（例えば、屈折コースの第1角が左折となるもの）であってもよい。出入口部のすみ切りは、規定の長さ（曲線コースについては、弧の長さ）を超える部分について設け、その半径は、大型第二種免許、中型第二種免許、大型免許及び中型免許コースについては3メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許コースについては2メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許コースについては1メートル以上とする。

オ 路端停車コース

「路端停車コース」は、別添2に示すものとする。

カ 隘路コース

「隘路コース」は、別添3に示すものとする。

キ 縦列駐車コース

「縦列駐車コース」は、別添4に示すものとする。

ク 自動二輪車のコース

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を行う指定教習所は、次のコースを設定するものとする。

(ア) 併設コースの基準

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を独立して実施するため、既設のコース敷地に二輪専用のコースを併設する自動車教習所における二輪専用のコース（併設コース）の敷地面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、コース等の種類は、府令別表第3の2の表に定める屈折コース、曲線コース、直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び別添5の自動二輪車の制動技能等を判定するため

の特別な課題を実施するための「指定速度からの急停止コース」とする。ただし、安全確保、教習効果等から設置することが適当でない場合は、この限りでない。

(イ) 8の字コース

別添6の「8の字コース」を設置するものとする。ただし、「8の字コース」を設けることが困難な指定教習所にあつては、「8の字コース」を使用することとしている教習については、ロード・コン2本を用いて、このコースと同程度の旋回を行うことができるコースを設定するものとする。

また、自動二輪車の曲線コースについては、「8の字コース」で代替してもよい。

(ウ) 特別設定コース

大型二輪免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「16 高度なバランス走行など」、内容「③ 特別設定コース走行」で用いる特別設定コースのマンホール若しくは道路標示、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の設置場所は、コース内であれば車道上である必要はない。また、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の基準は、おおむね長さ5メートル、幅2メートル（わだちを除く。）以上とするが、教習効果を考慮の上、当該教習所の規模に応じた適切な大きさとしてもよい。マンホールについては、おおむね直径0.65メートル以上で滑りやすい材質のものとする。

ケ 大型特殊自動車等のコース

大型特殊自動車コース又は牽引コースは、指定教習所で使用する大型特殊自動車又はけん引自動車の構造及び性能から見て周回コースその他のコースを用いることが妥当と思われるものについては、これらのコースを可能な限り含むものとする。

コ コースの縁石

沈みコースの縁石の高さは、おおむね10センチメートルとする。浮きコースにあつても、コースの側端について同様の高低を設けさせるものとする。ただし、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る狭路コース並びに二輪車専用のコースの縁石の高さは、これよりも低くすることができるものとする。

また、府令別表第3の2の表の備考に掲げるコースの基準によりコースを設置する場合についても、それぞれの免許に係るコースについて縁石の設置に準じた措置をとること。

サ スキッドコース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッドコースは、凍結路面における走行教習が可能なコースであり、次の基準を満たしているものとする。

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)	
		長 さ	幅
普通車（準中型車を 含む。）専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5 以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上
普通・準中型・中型・大型兼用コース		50以上	15以上

〔安全地帯の基準〕

コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けるものとする。

シ スキッド教習車コース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッド教習車は、スキッド体験走行ができる装置を取り付けた車両であり、次の基準を満たしているものとする。また、コースについては、別添7のとおりとする。

なお、当該コースにおける安全地帯についても上記サ同様コースの周囲に適宜設けること。

内 容	基 準
走行速度	40km/h以上
設定 μ 値	0.2 μ 以下

ス その他

コース上の危険と認められる箇所には、衝撃緩和材等を設置するなどの安全対策を講じること。

(2) 教習車両等

ア 備付け自動車等

(ア) 自動車の大きさ、台数等

令第35条第2項第2号の「技能教習及び技能検定を行うため必要な種類の自動車」とは、標準試験車と同程度以上のものとする。自動車の備付け台数については、当該施設において技能教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な台数とする。教室の大きさ、教材の数についても同様とする。また、技能教習及び技能検定は、標準試験車と同程度以上の車両で行うこととし、技能教習は府令第33条第5項第1号ハで規定されている、「法第85条第2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車又は法第86条第

2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車」により行うこととする。なお、準中型免許については、府令第33条第5項第1号ワの規定により準中型自動車のほか普通自動車により技能教習を行うこととする。ただし、身体障害者においてはこの限りではない。

(イ) 応急用ブレーキ

令第35条第2項第3号の教習指導員又は技能検定員（以下「指導員等」という。）が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置とは、指導員席の足ブレーキ（応急用のブレーキ）に連動した連動ブレーキ等の装置をいう。この装置は、身体障害者の持込み車両についてもこれを備えていなければならない。

応急用ブレーキを装備することが困難な大型特殊自動車で指導員等が通常占める位置から手ブレーキを操作することによって応急の措置を講ずることができるものは、手ブレーキ等を「応急の措置を講ずることができる装置」とみなす。

(ロ) 車両の整備

専ら指定教習所のコース内における教習に使用する教習車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けることを要しない運用が行われているところであるが、当該車両についても、検査に合格する程度に整備されたものとする。

(ハ) 後写鏡

教習車両及び検定車両は、指導員等のための後写鏡を備え付けたものとする。

(ニ) 路上検定標識の表示

普通免許等の卒業検定（以下「路上検定」という。）に使用する自動車にあつては、路上検定実施中は、その旨自動車の屋根等に標識を表示するものとする。

(ホ) 運転シミュレーター

運転シミュレーター（車載式運転シミュレーターを含む。以下同じ。）を教習に使用する場合にあつては、「道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件」（平成6年国家公安委員会告示第4号）に適合するものであること。

イ 学科教習用教室等

令第35条第2項第4号の「建物その他の設備」とは、学科教習を行うための教室、実習を行う施設等をいう。学科教習を行うための教室等は、学科教習等を受ける者の数に応じて適当な大きさ、数であることが必要である。

5 法第99条第1項第5号関係

法第99条第1項第5号の自動車教習所の運営の基準は、令第35条第3項に規定されているが、具体的には、次のとおりである。

(1) 令第35条第3項第1号関係

令第35条第3項第1号の法第99条第1項の申請に係る免許に係る教習の科目及び教習

の科目ごとの教習方法の基準は、府令第33条に規定されているが、このうち、身体障害者に対する教習の方法、教習効果の確認を行う教習指導員の要件、技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限、学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限、適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件、応急救護処置教習の模擬人体装置の基準並びに技能教習及び学科教習の科目並びにこれらの科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目（以下「教習の基準の細目」という。）については、次のとおりである。

ア 身体障害者に対する教習の方法

身体障害者に対する教習又は技能検定は、別添8の身体障害の状態に応じた教習車種によって行う。

イ 教習効果の確認（みきわめ）を行う教習指導員の要件

府令第33条第5項第1号ツ及びネの教習効果の確認（みきわめ）は、教習指導員の資格を有する者が行うものとするが、当分の間、当該教習に係る技能検定員を兼ねている者、当該教習課程の技能教習の経験が2年以上ある者又は当該教習課程の技能教習の経験が2年未満の者で指定教習所の管理者が認定したものをもって充てるものとする。

ウ 技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

みなし教習指導員のうち技能指導員でなかった者に技能教習を行わせてはならないこととされている（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第3項）が、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）の中で行うこととしている技能・学科の組み合わせ教習（以下「セット教習」という。）に係る技能教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行うことができる。

エ 学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

(ア) セット教習の特例

セット教習に係る学科教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行うことができるものとする。

(イ) 法令指導員、構造指導員又はその他の指導員の教習することができる項目名

第一種免許に係る学科教習のうち、教習の標準の学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」、「2 信号に従うこと」、「3 標識・標示等に従うこと」、「4 車の通行するところ、車が通行してはいけないところ」、「5 緊急自動車等の優先」、「6 交差点等の通行、踏切」、「7 安全な速度と車間距離」、「8 歩行者の保護等」、「9 安全の確認と合図、警音器の使用」、「10 進路変更等」、「11 追い越し」、「12 行き違い」又は「13 運転免許制度、交通反則通告制度」、学科（二）（第2段階）項目名「1 危険予測ディスカッション」、「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「11

「駐車と停車」、「12 乗車と積載」、「13 けん引」、「14 交通事故のとき」、「15 自動車の所有者等の心得と保険制度」、「16 経路の設計」又は「17 高速道路での運転」については、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）による改正前の法（以下この(イ)において「旧法」という。）の学科指導員又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第27号）附則（以下この(イ)において単に「附則」という。）第3項に規定する専ら法令教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」又は「10 自動車の保守管理」については、旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら構造教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「4 死角と運転」、「5 適性検査結果に基づく行動分析」、「6 人間の能力と運転」、「7 車に働く自然の力と運転」、「8 悪条件下での運転」又は「9 特徴的な事故と事故の悲惨さ」については、旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら法令教習及び構造教習を除く学科教習に従事する者がそれぞれ教習を行うことができるものとする。

(ウ) 適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件

第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「5 適性検査結果に基づく行動分析」及び第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「21 適性検査結果に基づく行動分析」については、学科教習の指導員要件を満たし、かつ、運転適性検査・指導者資格者証を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者に行わせること。

(エ) 応急救護処置教習の指導員の要件

第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」及び「3 応急救護処置Ⅱ」並びに第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「19 応急救護処置Ⅰ」及び「20 応急救護処置Ⅱ」については、それぞれの免許の種類に係る学科教習を行う指導員の要件を満たし、かつ、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者が行うこととされている（府令第33条第5項第2号ニ）。

オ 応急救護処置教習における模擬人体装置の基準

府令第33条第5項第2号ニの模擬人体装置は、次に掲げる基準に適合したものとする。

(ア) 人体装置の基準

府令第33条第5項第2号ニの模擬人体装置は、人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有し、かつ、第一種免許又は第二種免許に係る応急救

護処置講習に適合したものとする。

(イ) 模擬人体装置の数の基準

模擬人体装置の数は、第一種免許に係る応急救護処置教習については、教習生 4 人に対し大人全身 2 体（大人全身 1 体及び大人半身 1 体でも可。）、第二種免許に係る応急救護処置教習については、教習生 4 人に対し大人全身 2 体（大人全身 1 体及び大人半身 1 体でも可。）及び乳児全身 1 体とする。

カ 教習の基準の細目

教習の基準の細目については、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）に規定されている。

(2) 令第35条第 3 項第 2 号関係

ア 技能教習及び学科教習の基準

指定前における技能教習及び学科教習の基準は、府令第34条の 3 に規定されているが、このうち、身体障害者に対する教習の方法、応急救護処置教習の指導員の要件、応急救護処置教習における模擬人体装置の基準及び教習の基準の細目については、5 (1)と同様とする。

イ 指定前の教習実績の確認

法第99条第 1 項第 5 号に基づく指定前の教習実績については、「法第99条第 1 項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日の前 6 月の間引き続き行われていること。」（令第35条第 3 項第 2 号）及び「法第99条第 1 項の申請の日前 6 月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第97条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、95パーセント以上であること。」（令第35条第 3 項第 3 号及び府令第34条の 4）が必要であり、合格率の算出は次によるものとする。

$$\frac{\text{技能試験の合格者}}{\text{当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数}} \times 100$$

この場合、同一の卒業者が 2 回以上技能試験を受け、2 回目以後に合格したときは、1 回目の技能試験結果のみ算入する。さらに、当該教習所の卒業者は、府令第34条の 3 の規定による教習を修了し、かつ、技能試験の例に準じた卒業試験に合格して卒業した者のみを算入する。また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」は、おおむね次により求めた数値以上とする。

$$\frac{B}{A} \times \frac{1}{2} \times C$$

(注) A…当該都道府県における前年末の当該免種の教習所数

B…当該都道府県における前年の当該免種の卒業生数

C…係数（指定前の教習所の平均卒業生数と指定1年後の教習所の平均卒業生数の比率0.15を使用する。）

また、「当該教習所の卒業生で技能試験を受けた者の数」に算入される者からは、当該母数に入れることによって合格率の算定が不公正、不公平との誹りを受けるおそれがある者（例えば、教習指導員又は技能検定員の資格者証の現所有者等）を除くほか、当該教習所における教習が継続的に行われていない場合等には、形式的に95パーセント以上の合格率を満たすことがあっても、実質的には指定前の基準に適合していないものとして、指定しない。

さらに、当分の間、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る「当該教習所の卒業生で技能試験を受けた者」が10名に満たない場合は、指定の基準に適合していないものとして、指定を行わないものとする。

別添 1

第 1 第一種免許に係る学科教習の標準

1 学科（一）（第 1 段階）

(1) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第 5）	項 目 名	内 容
1 法第 108 条の 28 第 4 項各号に掲げる事項であって、別表第 1 第 1 号から第 3 号まで、別表第 2 第 1 号から第 3 号まで及び別表第 3 第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に関するもの	1 運転者の心得	・ くるま社会人としてのモラルと責任 ・ 酒気帯び運転の禁止 ・ 交通法令の遵守 ・ 運転に必要な準備
	2 信号に従うこと	・ 信号の種類と意味 ・ 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	・ 標識・標示の種類と意味 ・ 警察官等の指示
	4 車が通行するところ、車が通行してはいけないところ	・ 車道通行の原則と例外 ・ 左側通行の原則と例外 ・ 車両通行帯のない道路における通行 ・ 車両通行帯のある道路における通行 ・ 不必要な車線変更の禁止 ・ 標識・標示による通行禁止 ・ 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 ・ 交通状況による進入禁止
	5 緊急自動車等の優先	・ 緊急自動車の優先 ・ 路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	・ 交差点等の通行方法 ・ 交差点を通行するときの注意 ・ 交通整理の行われていない交差点の通行方法 ・ 踏切の通過方法等 ・ 踏切上での故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	・ 最高速度 ・ 速度と停止距離 ・ 安全な速度と車間距離 ・ ブレーキのかけ方 ・ 徐行
	8 歩行者の保護等	・ 歩行者の保護（そばを通るとき、横断しているときなど） ・ 自転車の保護（そばを通るとき、横断しているときなど） ・ 子供や身体の不自由な人の保護 ・ 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 ・ 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	・ 安全確認の方法 ・ 合図を行う場合と方法 ・ 必要以外の合図の禁止 ・ 警音器を使用する場合 ・ 警音器の使用制限
	10 進路変更等	・ 進路変更の禁止 ・ 横断、転回等の禁止 ・ 割込み、横切り等の禁止
	11 追い越し	・ 追い越しの禁止 ・ 追い越しの方法 ・ 追い越されるとき注意
	12 行き違い	・ 側方間隔の保持 ・ 障害物があるときの避譲
	13 運転免許制度、交通反則通告制度	・ 運転免許の仕組み ・ 運転免許証又は免許証情報記録の有効期間の更新等 ・ 点数制度の概要 ・ 運転免許の取消し、停止等 ・ 初心運転者期間制度 ・ 取消処分者講習制度 ・ 交通反則通告制度の概要
	14 オートマチック車などの運転	・ オートマチック車の運転 ・ 先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転

- (2) 教習時間
府令の規定に基づく教習に係る免許種別ごとの本科目の教習時間を示すと次のとおりとなる。

現有免許 種別	なし	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	大型第二種免許	中型第二種免許	普通第二種免許
大型免許	10	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0
中型免許	10	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0
準中型免許	10	—	—	—	0	0	0	0	—	—	0
普通免許	10	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—
大型特殊免許	10	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
大型二輪免許	10	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0
普通二輪免許	10	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
牽引免許	—	—	0	0	0	0	—	—	0	0	0

(注) 現有免許「なし」の者がカタピラ限定大型特殊免許に係る教習を受けようとする場合は、学科（二）を含めて22時限である。

- (3) 教習方法
学科（一）の教習は、高い教習効果を得るため、(1)の項目名1（運転者の心得）を修了した者に対して行うこと。
なお、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、教習を行う前に聴覚障害者の遵守事項について説明を行うこと。
また、特定後写鏡等条件の教習生以外の教習生に対しても、項目8（歩行者の保護等）において、聴覚障害者標識を付した自動車に対する配慮等について教習を行うこと。

2 学科（二）（第2段階）

(1) 教習の科目

ア 一般

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第5）	項 目 名	内 容
2 危険の予測 その他の安全 な運転に必要 な知識	1 危険予測ディスカッション	・ 危険予測の重要性 ・ 走行中の危険場面 ・ 起こりうる危険の予測 ・ より危険の少ない運転行動
	2 応急救護処置Ⅰ	・ 応急救護処置とは ・ 実施上の一般的留意事項 ・ 救急体制 ・ 応急救護処置の基礎知識（AEDを用いた除細動に関する事項を含む。）
3 応急救護処 置	3 応急救護処置Ⅱ	・ 負傷者の観察・移動 ・ 体位管理 ・ 胸骨圧迫（心臓マッサージ） ・ 気道確保 ・ 人工呼吸 ・ 気道異物除去 ・ 止血法
	4 死角と運転	・ 二輪車から、四輪車からの見え方 ・ 死角の事例 ・ 防衛的運転方法 ・ 車両間の意思疎通の方法
	5 適性検査結果に基づく行動分析	・ 運転と性格 ・ 運転適性検査 ・ 適性検査結果の運転への活用等
	6 人間の能力と運転	・ 認知・判断・操作 ・ 認知・判断・操作に影響を及ぼす要因（飲酒が及ぼす影響等）
	7 車に働く自然の力と運転	・ 車が動き続けようとする力と停止しようとする力 ・ 荷物の積み方等と車の安定性 ・ カーブ、坂道での運転 ・ 二輪車の特性、乗車姿勢と走行の仕方 ・ 速度と衝撃力 ・ 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	8 悪条件下での運転	・ 夜間の運転 ・ 灯火をつけなければならない場合 ・ 点灯制限等 ・ 雨のときの運転 ・ 霧のときの運転 ・ 道路状況の悪いときの運転 ・ 非常時等の措置 ・ 大地震などのとき
	9 特徴的な事故と事故の悲惨さ	・ 特徴的な事故実態 ・ 二輪車の露出性と傷害 ・ 交通事故の悲惨さ ・ 人命尊重の精神 ・ シートベルトの重要性
	10 自動車の保守管理	・ 自動車各部の保守と手入れ ・ 携行品、工具等の点検及び使用法 ・ タイヤの交換方法等 ・ 日常点検の方法
	11 駐車と停車	・ 駐車と停車の意味 ・ 駐車、停車の禁止と例外 ・ 駐車と停車の方法 ・ 駐車時間の制限等 ・ 車から離れるときの措置 ・ 保管場所の確保 ・ 駐車の影響
	12 乗車と積載	・ 乗車又は積載の方法 ・ 乗車又は積載の方法の特例 ・ 乗車又は積載の制限 ・ 転落等の防止 ・ 危険物の運搬
	13 けん引	・ 故障車等のけん引方法 ・ けん引の制限
	14 交通事故のとき	・ 運転者等の義務 ・ 被害者になったとき ・ 現場に居合わせたとき
	15 自動車の所有者等の心得と保険制度	・ 自動車の登録（届出）と検査 ・ 保険加入の必要性 ・ 自動車保険の種類と仕組み
	16 経路の設計	・ 地図情報の読み取り ・ 経路の設計の仕方 ・ 案内標識等の活用 ・ 経路を間違えた場合等の対応の仕方 ・ ツーリング時の注意
	17 高速道路での運転	・ 通行できない車 ・ 速度と車間距離 ・ 通行区分等 ・ 禁止事項 ・ 故障時等の措置 ・ 高速道路利用上の心得 ・ 走行計画の立て方 ・ 本線車道への進入 ・ 本線車道での走行 ・ 本線車道からの離脱

- イ 大型特殊免許を受けようとする者
大型特殊免許に係る学科（二）における教習は、教習規則別表第5第4号に掲げる事項について行うこと（教習規則第1条第3項第4号）。
- ウ 大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者
アのほか、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する教習の科目には次のものを加える。

教習規則	項 目 名	内 容
二人乗り運転に関する知識	18 二人乗り運転に関する知識	・ 二人乗りに関する法規制の内容 ・ 二人乗りの運転特性

- エ 現に免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）を受けている者に対する教習の科目
ア・イ・ウの規定にかかわらず、現に免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）を受けている者に対する科目の基準の細目についての法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定	
1	現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第1号）。
2	現に大型特殊免許を受けている者（1に該当する者を除く。）に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第2号）。
3	現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第3号）。
4	現に大型特殊免許を受けている者（3又は5に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第4号）。
5	現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者（3に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第5号）。
6	現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第6号）。
7	現に大型特殊免許を受けている者（6に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第7号）。

- (2) 教習時間
法令の規定に基づく本科目の教習時間等を示すと次のとおりとなる。
- ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準

現有免許 ／ なし	なし	大型 免許	中型 免許	準中型免許		普通 免許	大型 特殊 免許	大型 二輪 免許	普通 二輪 免許	大型 第二 種 免許	中型 第二 種 免許	普通 第二 種 免許	
				準中型車(5 t) 限定準 中型免許	AT準中型 車(5t) 限 定準中型免 許								
大型免許	1 6	—	0	0	1	1	1	4	1	1	—	0	0
中型免許	1 6	—	—	0	1	1	1	4	1	1	—	—	0
準中型免許	1 7	—	—	—	—	—	1	5	3	3	—	—	0
普通免許	1 6	—	—	—	—	—	—	5	2	2	—	—	—
大型特殊免許	1 2	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
大型二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	0	1	1	1
普通二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	—	1	1	1
牽引免許	—	—	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0

- イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。）における教習においては、応急救護処置教習を3時限行うものとする（府令別表第4の2の表備考5）。	項目名2（応急救護処置Ⅰ）については1時限、項目名3（応急救護処置Ⅱ）については2時限行うこと。

ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間
(ア) 大型免許又は中型免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、教習規則別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第1項第2号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

(イ) 準中型免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を1時限、現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ1時限、現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を2時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第6号、第7号、第8号）。	現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては項目名1（危険予測ディスカッション）を2時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと。）。

(ウ) 普通免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第10号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと。

(エ) 大型二輪免許又は普通二輪免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識に係る教習を1時限行うこと（ただし、現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）（教習規則第2条第12号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）と項目名18（二人乗り運転に関する知識）を合わせて1時限行うこと。

(3) 教習方法

府令の規定及び教習方法は次のとおりである。

府 令 の 規 定	教 習 方 法
応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロに定める者（第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）であつて公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものを行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であつて、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。（府令第33条第5項第2号ニ）。	① 項目名2（応急救護処置Ⅰ）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明すること。 ② 項目名3（応急救護処置Ⅱ）は2時限連続して行い、また、項目名2（応急救護処置Ⅰ）と項目名3（応急救護処置Ⅱ）はできるだけ連続して行うこと。 ③ 項目名3（応急救護処置Ⅱ）については、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。 ④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）であること。
－	項目名1（危険予測ディスカッション）について ① 大型免許及び中型免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名8（危険を予測した運転）、準中型免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名11（危険を予測した運転）及び21（危険を予測した運転）のそれぞれ（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている場合（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）は、項目名21（危険を予測した運転）のみ。）、普通免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名13（危険を予測した運転）、大型自動二輪車又は普通

自動二輪車に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名15（危険を予測した運転）の直後の時間に連続して行うこと。

② 異なる免許の種類についての教習生を対象に行う場合は、次の表の左欄の技能教習の形態に対応する右欄によるものとさせること。

教習課程	技能教習の項目名「危険を予測した運転」の教習形態		学科教習の項目名「危険予測ディスカッション」の教習形態
普通二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	大型二輪免許との合同の場合	大型二輪免許との合同教習
大型二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	普通二輪免許との合同の場合	普通二輪免許との合同教習

③ 準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生には、第2段階項目名11（危険を予測した運転）及び21（危険を予測した運転）の直後の時間に、普通免許に係る特定後写鏡等条件の教習生には、第2段階項目名13（危険を予測した運転）の直後の時間にそれぞれ行うこととされていること及び特に次の事項について教習を行う必要があることから、特定後写鏡等条件の教習生については、1人の教習指導員による個別の対話形式により行わせること。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生について、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼させること。

ア 踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法（準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生については、第2段階項目名11（危険を予測した運転）の直後の時間に行う場合に限る。）

イ 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法（準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生については、第2段階項目名11（危険を予測した運転）の直後の時間に行う場合に限る。）

ウ その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険があるおそれがある交通の状況を認知する方法及び当該状況における安全な運転の方法

項目名3（応急救護処置Ⅱ）について

特定後写鏡等条件の教習生に対する呼吸状態の観察・判断については、胸の動きを目で観察させるとともに、頬で呼気を感じるかを体験させる方法により行わせること。

第 2 第二種免許に係る学科教習の標準

1 学科（一）（第 1 段階）

(1) 教習の科目
ア 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第 6）	項 目 名	内 容
1 法 第 108 条 の 28 第 4 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 で あ っ て 、 別 表 第 4 第 1 号 か ら 第 3 号 ま で に 掲 げ る 事 項 に 関 す る も の	1 第二種運転免許の意義	・ 第二種運転免許の意味 ・ 第二種運転免許が設けられている理由 ・ 旅客自動車の運転者の運行実態 ・ 第二種免許取得者に求められる資質
	2 信号に従うこと	・ 信号の種類と意味 ・ 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	・ 標識・標示の種類と意味 ・ 警察官等の指示
	4 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ	・ 車道通行の原則と例外 ・ 左側通行の原則と例外 ・ 車両通行帯のない道路における通行 ・ 車両通行帯のある道路における通行 ・ 不必要な車線変更の禁止 ・ 標識・標示による通行禁止 ・ 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 ・ 交通状況による進入禁止
	5 路線バス等の優先	・ 路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	・ 交差点等の通行方法 ・ 交差点を通行するときの注意 ・ 交通整理の行われていない交差点の通行方法 ・ 踏切の通過方法等 ・ 踏切上での故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	・ 最高速度 ・ 速度と停止距離 ・ 安全な速度と車間距離 ・ ブレーキのかけ方 ・ 徐行
	8 歩行者の保護等	・ 歩行者等のそばを通るとき ・ 横断中の歩行者等の保護 ・ 子供や身体の不自由な人の保護 ・ 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 ・ 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	・ 安全確認の方法 ・ 合図を行う場合と方法 ・ 必要以外の合図の禁止 ・ 警音器を使用する場合 ・ 警音器の使用制限
	10 進路変更等	・ 進路変更の禁止 ・ 横断、転回等の禁止 ・ 割込み、横切り等の禁止
	11 追越し	・ 追越しの禁止 ・ 追越しの方法 ・ 追い越されるとき の注意
	12 行き違い	・ 側方間隔の保持 ・ 障害物があるとき の避譲
	13 駐車と停車	・ 駐車と停車の意味 ・ 駐車、停車の禁止と例外 ・ 駐車と停車の方法 ・ 駐車時間の制限等 ・ 車から離れるとき の措置 ・ 保管場所の確保 ・ 駐車の及ぼす影響
	14 乗車と積載	・ 乗車又は積載の方法 ・ 乗車又は積載の方法の特例 ・ 乗車又は積載の制限 ・ 転落等の防止 ・ 危険物の運搬
	15 交通事故のとき	・ 運転者等の義務 ・ 被害者になったとき ・ 現場に居合わせたとき
	16 旅客自動車に係る法令の知識	・ 旅客自動車の運転者の心得 ・ その他旅客自動車の運転者として必要な法令の知識
2 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運行の確保について必要な知識	17 身体障害者等への対応	・ 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・ 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応

- イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目
現に免許を受けている者に対する科目の基準の細目に係る法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定
大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第2号に掲げる事項であること（教習規則第1条第4項第9号及び第10号）。

- (2) 教習時間
ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間は次のとおりである。

種別 \ 現有免許	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	中型第二種免許	普通第二種免許	大特第二種免許	牽引第二種免許
大型第二種免許	7	7	7	7	7	0	0	1	1
中型第二種免許	7	7	7	7	7	－	0	1	1
普通第二種免許	7	7	7	7	7	－	－	1	1

- イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準についての細目

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、別表第6第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第14号）。	－

- (3) 教習方法
法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
－	学科（一）の教習は、(1)の表の項目1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行うこと。
－	項目17（身体障害者等への対応）における教習方法は次のとおりである。 ア 大型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の大型自動車（必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の中型自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通第二種免許に係る教習にあつては、普通自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は中型自動車）を用い、自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせること。 イ 教習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、教習指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習形式で行わせること。 なお、この場合、車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。 ウ 教習の一部（約20分以内）については、ビデオを使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限らせること。）。 エ 本教習は、教習指導員1名が6人以内の教習生に対し行うことができるものとする。 また、本教習は大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習を合同で実施することができるものとする。

2 学科（二）（第2段階）

(1) 教習の科目

ア 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第6）	項 目 名	内 容
3 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	18 危険予測ディスカッション	・ 危険予測の重要性 ・ 走行中の危険場面 ・ 起こりうる危険の予測 ・ より危険の少ない運転行動
4 応急救護処置	19 応急救護処置Ⅰ	・ 応急救護処置とは ・ 実施上の一般的留意事項 ・ 救急体制 ・ 具体的な実施要領（AEDを用いた除細動に関する事項を含む。） ・ 各種傷病者に対する対応 ・ まとめ
	20 応急救護処置Ⅱ	・ 傷病者の観察・移動 ・ 体位管理 ・ 心肺蘇生 ・ 気道異物除去 ・ 止血法 ・ 包帯法 ・ 固定法
5 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する交通事象の実態その他の旅客自動車の運転に必要な知識	21 適性検査結果に基づく行動分析	・ 運転と性格 ・ 運転適性検査 ・ 運転適性検査結果の運転への活用等 ・ 運転行動と経済性
	22 安全運転と人間の能力	・ 二輪車から、四輪車からの見え方 ・ 死角の事例 ・ 防衛的運転方法 ・ 車両間の意思疎通の方法 ・ 認知・予測・判断・操作 ・ 認知・予測・判断・操作に影響を及ぼす要因
	23 車に働く自然の力と運転	・ 車を動かし続けようとする力と停止しようとする力 ・ 乗客の乗車状況、荷物の積み方等と車の安定性 ・ カーブ、坂道での運転 ・ 速度と衝撃力 ・ 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	24 悪条件下での運転 1	・ 雨のときの運転 ・ 霧のときの運転 ・ 道路状況の悪いときの運転 ・ 非常時等の措置 ・ 大地震などのとき
	25 悪条件下での運転 2	・ 夜間の運転 ・ 灯火をつけなければならない場合 ・ 点灯制限等
	26 経路の設計	・ 地図情報の読み取り ・ 経路の設計の仕方 ・ 案内標識等の活用 ・ 経路を間違えた場合等の対応の仕方
	27 高速道路での運転	・ 通行できない車 ・ 速度と車間距離 ・ 通行区分等 ・ 禁止事項 ・ 故障時等の措置 ・ 高速道路利用上の心得 ・ 走行計画の立て方 ・ 本線車道への進入 ・ 本線車道での走行 ・ 本線車道からの離脱
	28 特徴的な事故と事故の悲惨さ	・ 特徴的な事故実態 ・ 交通事故の悲惨さ ・ 車の安全装置の重要性
	29 自動車の機構と保守管理	・ 自動車の機構と取扱い ・ その他の装置の取り扱い方 ・ 車両の日常点検と故障時の応急措置 ・ タイヤの交換、チェーンの着脱など

- イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目
現に免許を受けている者に対する本科目の基準に係る法令の規定を示すと次のとおりとなる。

法 令 の 規 定	
1	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（下記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号、第4号及び第5号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法第85条第11項の旅客自動車の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）についての教習であること（教習規則第1条第4項第8号）。
2	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許又は牽引自動車第二種免許のいずれかをを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第9号）。
3	現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第10号）。

- (2) 教習時間
ア 府令の規定に基づく教習時間は次のとおりである。

現有免許 種別	大型免許	中型免許	準中型 免許	普通免許	大型特殊 免許	中型 第二種 免許	普通 第二種 免許	大特 二種 免許	牽引 二種 免許
大型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	0	0	8	8
中型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	－	0	8	8
普通第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	－	－	8	8

- (注) 大特二種免許又は牽引二種免許を受けている者が合わせて大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている場合における学科（二）の教習時間は、それぞれ7時限となる（府令別表第4の2の備考4）。

- イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあっては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習を6時限行うものとする。（府令別表第4の2の表備考5）。	項目19（応急救護処置Ⅰ）については2時限、項目名20（応急救護処置Ⅱ）については4時限行うこと。

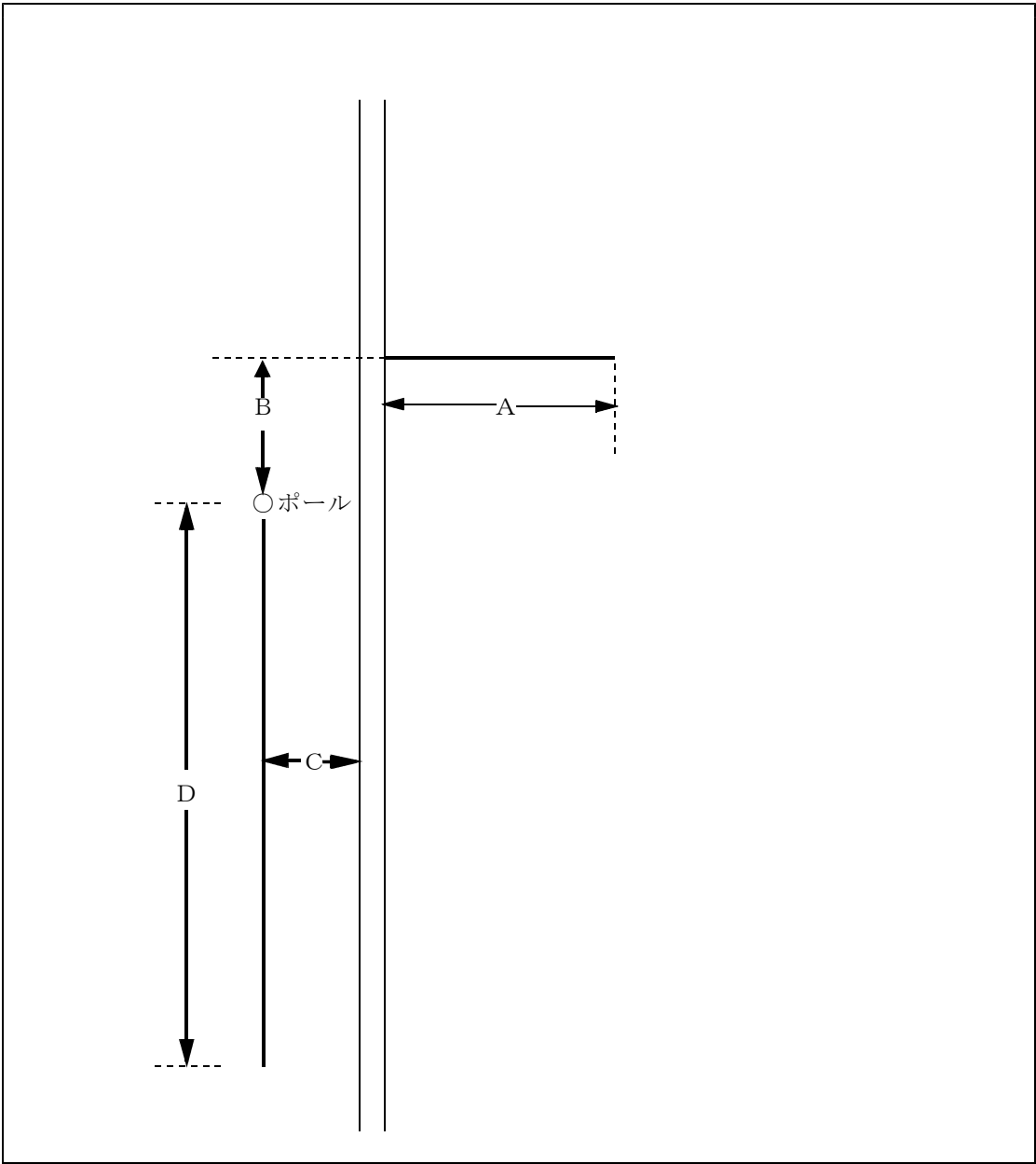
- ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

法 令 の 規 定	教 習 方 法
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除き、別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第15号）。	項目名18（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

- (3) 教習方法
法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロ（第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）に定める者であって公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものが行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること（府令第33条第5項第2号ニ）。	① 項目名19（応急救護処置Ⅰ）及び項目名20（応急救護処置Ⅱ）はできるだけ連続して行うこと。 ただし、やむを得ず分割する場合は、項目名19（応急救護処置Ⅰ）を2時限連続して実施し、次の機会（教習と教習の間には他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を2時限以上ずつ実施させること。 ② 項目名19（応急救護処置Ⅰ）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明すること。 ③ 項目名20（応急救護処置Ⅱ）については、実技訓練における指導をきめ細かく行い、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。 ④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対し、大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児全身1体であること。
－	項目名18（危険予測ディスカッション）における教習方法は次のとおりである。 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行における項目（危険を予測した運転）を2時限連続で実施した後に、引き続き連続して行うこと。 ただし、3時限連続して実施できない場合は、少なくとも前記技能教習を1時限実施した後に引き続き連続して本教習を実施させること。

別添 2 路端停車コース



区分 記号 コースの区分	長 さ			
	A	B	C	D
大型免許コース	2 . 5 m	8 . 0 m	0 . 3 m	1 2 . 0 m
大型第二種免許コース	2 . 5 m	5 . 0 m	0 . 3 m	1 0 . 0 m
中型免許・中型第二種 免許コース	2 . 5 m	4 . 0 m	0 . 3 m	8 . 0 m

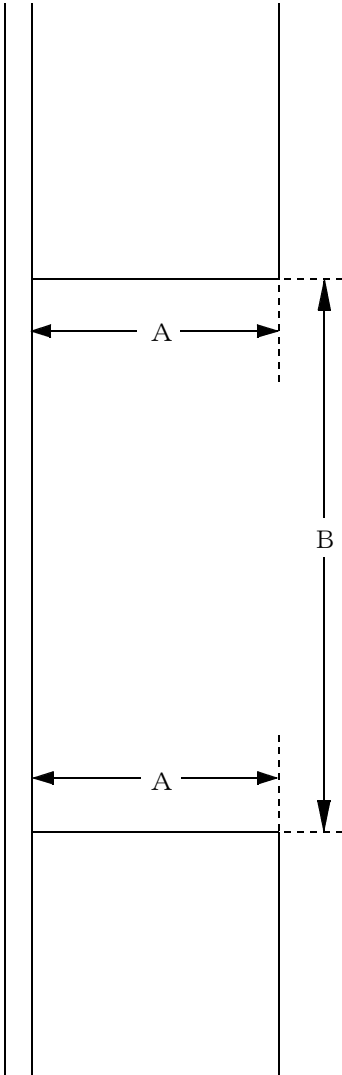
別添 3 隘路コース

The diagram illustrates a narrow road course layout with the following dimensions:

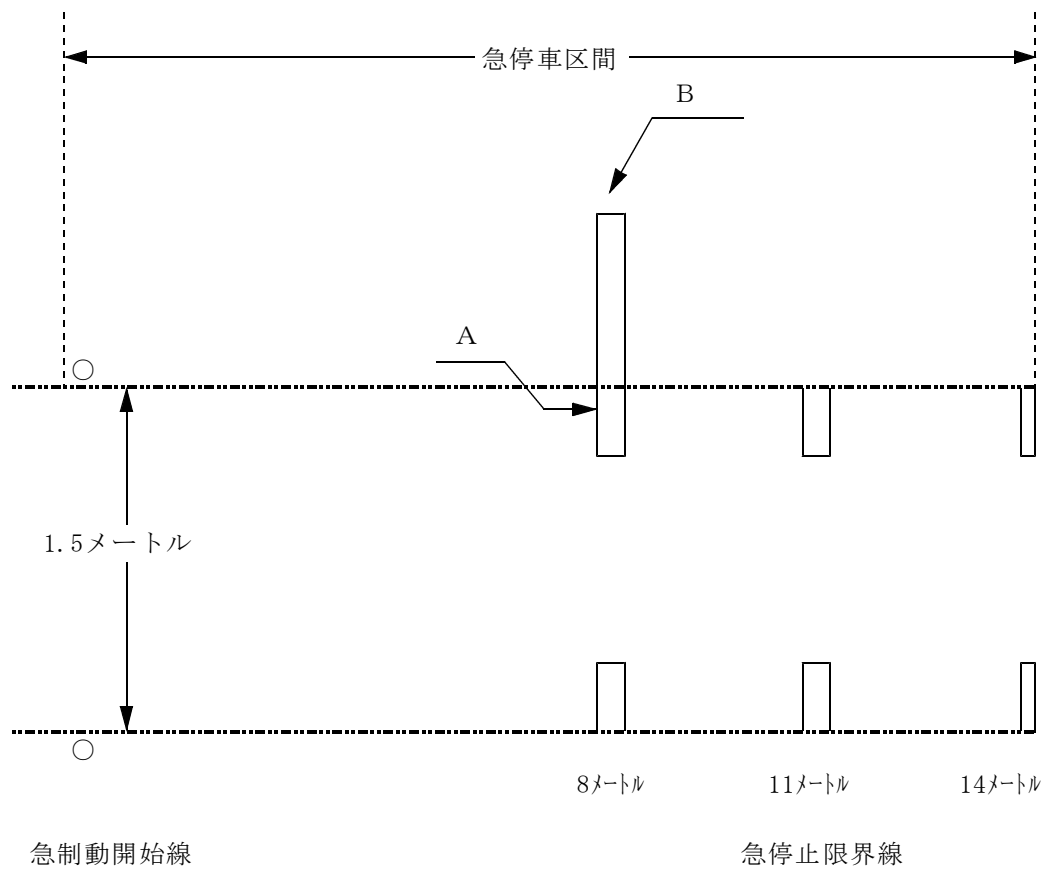
- A:** The width of the main driving lane, indicated by a horizontal double-headed arrow between two vertical dashed lines.
- B:** The width of the shoulder area, indicated by a vertical double-headed arrow between two horizontal dashed lines.
- C:** The distance from the outer edge of the track to the start of the main lane, indicated by a horizontal double-headed arrow.
- D:** The total width of the track, indicated by two vertical double-headed arrows on the left side, one for the top half and one for the bottom half.
- E:** The distance from the end of the main lane to the inner edge of the track, indicated by a horizontal double-headed arrow.

コースの区分	区分 記号	長 さ				
		A	B	C	D	E
大型免許・大型第二種 免許コース		12.0 m	3.0 m	6.0 m	12.0 m	2.0 m
中型免許・中型第二種 免許コース		8.0 m	2.7 m	6.0 m	8.0 m	1.5 m

別添 4 縦列駐車コース

		
コースの区分 記号	長 さ	幅
	A	B
大型免許コース	3 . 0 m	1 6 . 5 m
大型第二種免許コース	3 . 0 m	1 5 . 0 m
中型免許・中型第二種 免許コース	3 . 0 m	1 3 . 0 m
準中型免許・普通免許 ・普通第二種免許コース	2 . 2 m	7 . 5 m

別添 5 指定速度からの急停止コース



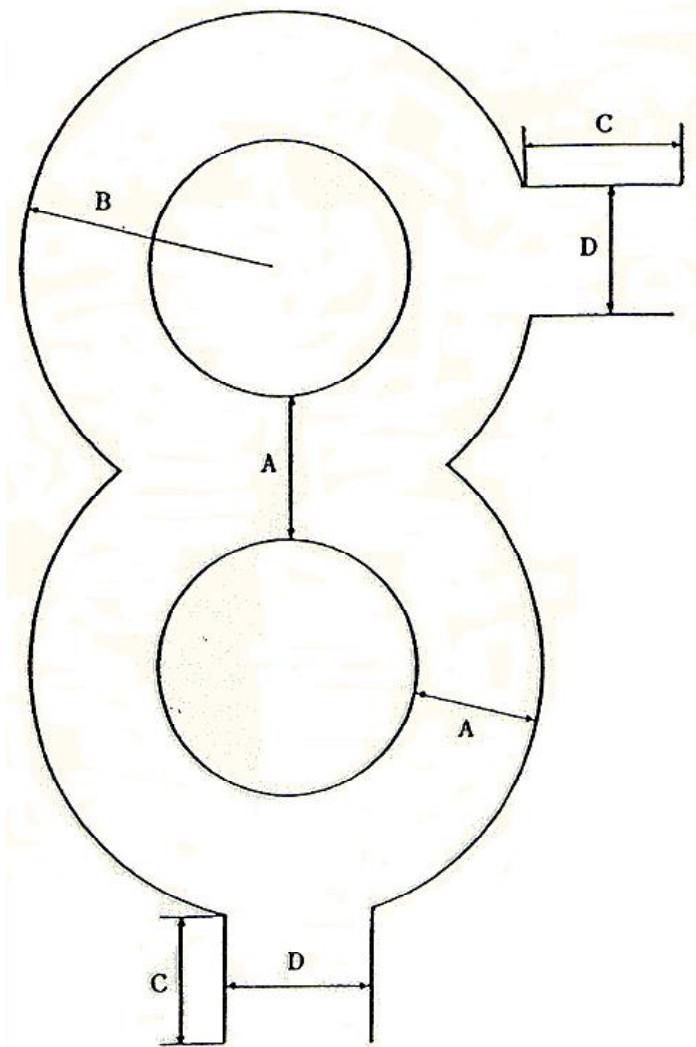
注 1 急停止区間は、次表のとおりとする。

区 分	指 定 速 度 (キロメートル毎時)	急停止区間 (メートル)	
		乾 燥 時	湿 潤 時
大 型 自 動 二 輪 車	4 0	1 1	1 4
普 通 自 動 二 輪 車	4 0	1 1	1 4
普通自動二輪車(小型限定)	3 0	8	1 1

注 2 急制動開始線は、ロード・コーン（大）とする。

注 3 急停止限界線の表示は、図示のとおりとし、その長さ A は、0.25メートル、幅 B は、0.15メートルとする。

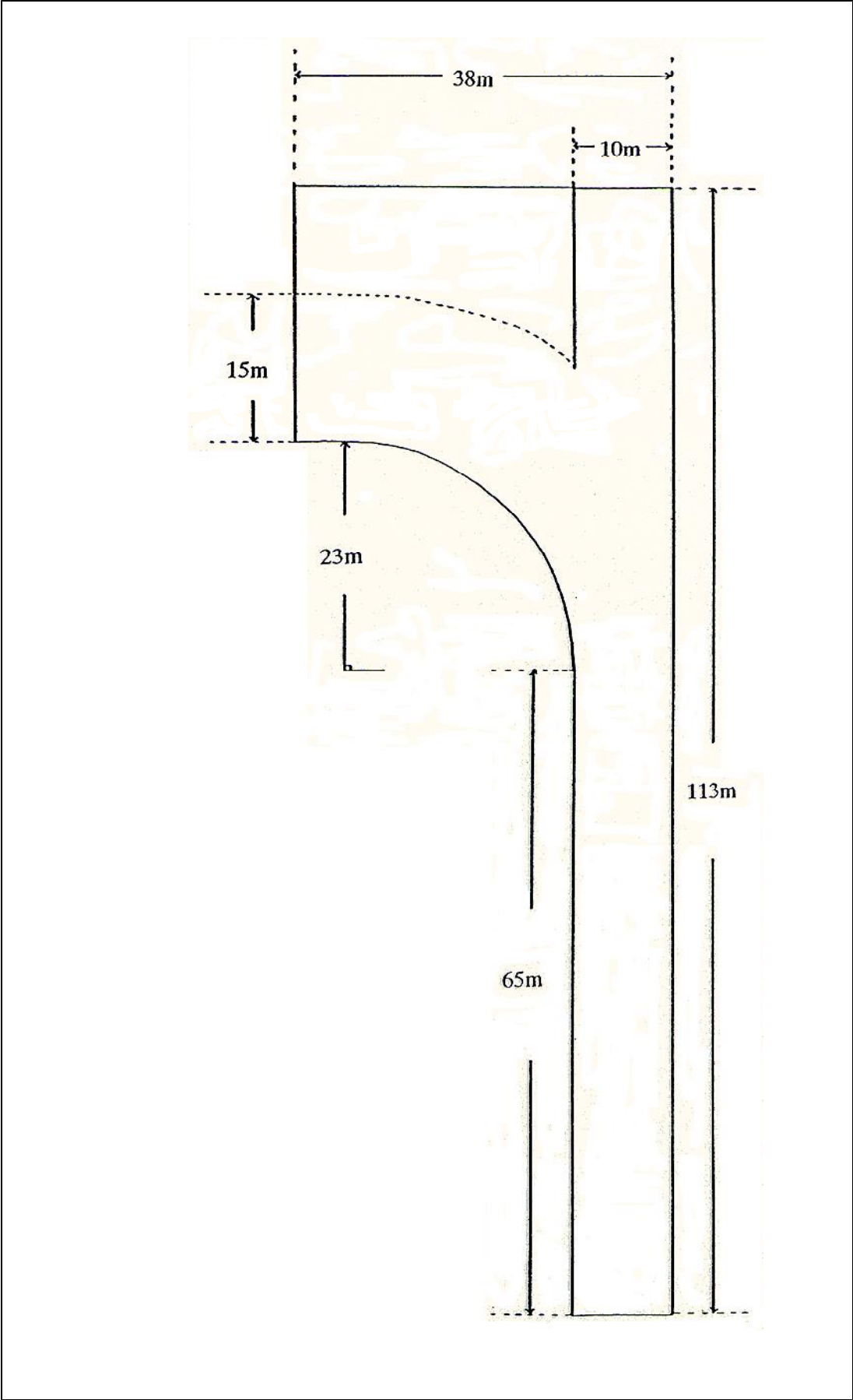
別添 6 8 の字コース



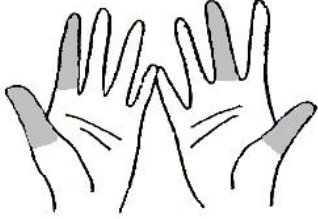
区 分	図示の記号	寸 法
幅	A	2メートル
半径	B	5.5メートル
出入口部の長さ	C	2メートル以上
出入口部の幅	D	2メートル

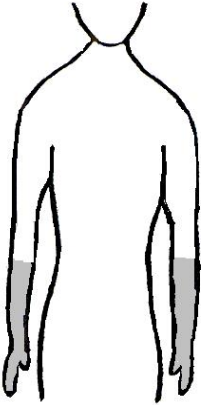
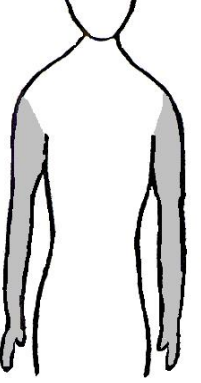
備考 出入口部は2カ所以上設けるものとする。

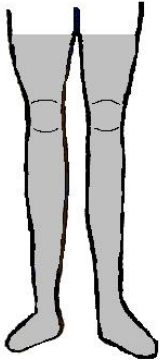
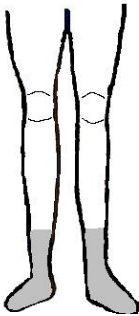
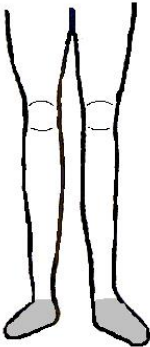
別添7 スキッド教習車コース

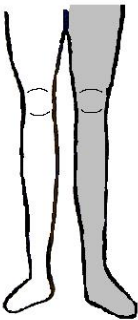
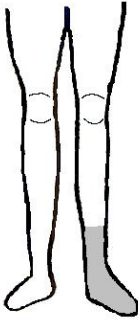


別添 8 身体障害者の状態に応じた教習車種の範囲

身体障害の状態		教習車種の範囲	教習車両及び検定車両
部位	程 度		
両 上 肢	1 両手の指のうち親指以外の2指を欠くもの。 	全 車 種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。 3 二輪車については、障害の状態によりギア操作が出来ない場合は、オートマチック車とすること。
	2 両手の指のうち親指を含めて2本を欠くもの。 		1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
	3 両手の指のうち4本を欠くもの。 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	※ 上記車両については、障害の状態によりギア操作のできない場合は、オートマチック車とすること。
	4 両手の指の全てを欠くもの。 		

両 上 肢	5 両上肢をひじ関節を残して先の部分を欠くもので、運転操作上有効な義手を使用するもの。 	普通自動車	オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
肢	6 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの。 	普通自動車	下肢で運転できるオートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
片 上 肢	1 片手のうち親指を含めた3指を欠くもの。 	全車種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。

両 下 肢	1 両下肢をひじ関節から先の部分が欠くもの、又は両下肢の機能を全廃したもの。 	普 通 自 動 車	手動式（アクセル、ブレーキを上部で操作できる構造のもの。以下同じ。）のオートマチック車で、次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
	2 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、運転操作上有効な義足（以下本表において「義足」という。）を使用できないもの。 		
	3 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。	大型二輪車及び普通二輪車（小型二輪車を除く。）を除く車種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
	4 両下肢を足関節を残して欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 		※ 上記車両については、障害の状態によりギア操作のできない場合は、オートマチック車又は手動式のオートマチック車とすること。

片 下 肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの。 		オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
	2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できないもの。 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	
	3 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。	全 車 種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
障 害 が 重 複 す る 場 合	片手及び片足を欠くもの。	普 通 自 動 車	オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）